

## 〈研究動向〉

## 〈歴史材〉を活かす

— 「大学アーカイブズ」をめぐる近年の動向から—

阿 部 安 成  
今 井 綾 乃

1

(阿部)

わたしたちは、歴史像を描くとともに、そのために必要な、過去から現在へ、さらには未来へと伝えられる記録そのものをめぐる知を蓄え、それを鍛えてゆきたいと身構えている。わたしたちは調査と研究のフィールドを、おおよそ20世紀前半に機能した高等教育機関の官立高等商業学校(以下、高商、と略記)としている。それらのほとんどが現在、国立大学法人の経済学系学部へ転換している。ここ10年くらいのあいだにあらためて、これらの学部が保有する高商史料が整理され、公開され、活用されるようになってきた。また2000年来のこのかんは、「大学アーカイブズ」が熱心に議論されたときでもあった。もしかするとその熱気は、なにかしらの鬱陶しさを避けようとする勢いだったのかもしれない。

この10年あまりはまた、わたしにとっては勤務先での、歴史資料(史料)をその保存と公開と活用にむけて整備する期間でもあった。大学が保有する公文書(法人文書)をめぐるしばしば指摘される国立大学の法人化や関連法(たとえばいわゆる公文書管理法など)の施行などとはべつに、わたしが担った職務にかかわって目にし手にふれた図書や文書をまず整えてゆく

なかで、目録をつくり、書庫環境を少しでも改善し、マイクロフィルム撮影やデジタル撮影をおこない、史料の画像をウェブ上で公開し、共同研究を組織し、調査やワークショップを実施し、それらを可能とするために必要な資金を学内外で獲得すべくいくつもの研究助成を申請してきた。

2015年の現在、わたしが勤務する滋賀大学には「国立公文書館等」の施設もなければ、「大学アーカイブズ」もない。ただ、国立大学法人の経済学部としては稀有な経済学部附属史料館(以下、史料館、と略記)をもち、それが「Archival Museum」を名乗っている<sup>1)</sup>。また、同学部には滋賀大学経済経営研究所(The Institute for Economic and Business Research Shiga University。以下、研究所、と略記)があり、さきの史料館とは異なる系統や分野の所蔵史料を公開している<sup>2)</sup>。一方で、大学の法人文書については、さきの2つの機関にかかわる教員などが、担当理事によって「有識者」として召集され、その選別をおこなう場に出席している。

現在は2学部で構成されている滋賀大学は、最小規模の国立大学法人で、曖昧な表現ではあるが、それなりに、大学が保有する文書、記録、図書などを管理して、可能なかぎりそれらを公開している。

滋賀大学経済学部は、その母体を、1923年に

1) 同史料館についてはひとまず、原田敏丸「史料館事業の回顧」『研究紀要』滋賀大学経済学部附属史料館、第29号、1996年3月、同「史料館回想」同前、第46号、2013年3月、を参照。

2) 同研究所についてはひとまず、阿部安成ほか「彦根高等商業学校収集資料のポリティクス」『彦根論叢』第344・345号、2003年11月、阿部「彦根高等商業学校収集資料の可能性について」『NEWS LETTER』近現代東北アジア地域史研究会、第15号、2003年12月、を参照。

第1回入学生をむかえた彦根高等商業学校(以下、彦根高商、と略記)としている。同年に校内に設けられた調査課(一時期は研究部)が、現在の研究所と史料館の原初である。研究所では、彦根高商調査課が収集したその同時代の文献や、彦根高商による作成物、刊行物が管理されている。史料館では、いったん廃棄されたはずでありながら倉庫に放置されていたり、おそらく滋賀大学経済学部の文書などと分けるために別置保管されたりしていた彦根高商の作成物と刊行物が保管されている。

前者では、管理する「彦根高等商業学校刊行物」のほぼすべてをデジタル撮影し、その電子画像を研究所ホームページの「デジタルアーカイブ」で公開している。2014年度にはこの「デジタルアーカイブ」などの史料を利用して執筆された修士論文が、滋賀大学大学院経済学研究科に提出され、提出者に修士号の学位が授与された<sup>3)</sup>。同研究科で初めてとなる彦根高商研究の成果である。

その前年2013年には、「大学アーカイブズ」についての2冊の著作が刊行され、さきの修士論文でもそれらが参照されていた。「大学アーカイブズ」についての単著はまだ少ない。両著を得た、また、滋賀大学大学院で彦根高商を対象とした研究成果が1つまとまったいま、大学が保有する歴史資料をめぐる論点を提示することが、本稿の目的である。

## 2

(阿部)

2013年に「大学アーカイブズ」にかかわる2冊の著作が刊行されたとき、それをとりあげるにあたってわたしは、「大学が保有する文書などについての、平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘

アーカイブズ』(世界思想社)と菅真城『大学アーカイブズの世界』(大阪大学出版会)との二著の刊行によって、あらためてアーキビストにとって歴史学の履修が必要であることが明瞭となった」と書いた(「二〇一三年回顧/動向収穫/日本史近代以後」『週刊読書人』第302号, 2013年12月)。短文ながらそこでは2点の指摘をした。この2著をとおして考えることは、1つには「大学アーカイブズ」ではなくあくまで「大学が保有する文書など」であること、もう1つには歴史学を知らない「アーキビスト」はつかえないということ、だった。いま書き直せるのであれば、アーキビストとしての素養に必要な学は歴史学でなくてもよく、文学でも社会学でも文化人類学でも文化研究でもよいということで、重要な点は〈歴史の感性〉が不可欠ということである。

前掲2著の情報をつけくわえよう。平井の著書は2013年2月20日発行、総ページ数viii+457+10、縦書き、本体7600円、菅の著書は2013年8月31日発行、総ページ数はvi+296、横書き、本体4200円(以下、前者を『Ar管理』、後者を『Ar世界』と略記)。両著をならべると菅の本が見劣りするほどに平井の著作は厚い。だが『Ar管理』はそのうち162ページ分、総ページ数のじつに1/3ほどが「カタログ 小樽商科大学公文書(抄)(ホームページの検索結果からコピー)」にあてられている。この部分は本に不可欠な情報だったのか。これがなければもっと薄く軽く安い本になったはずだ。両著ともおおよそ既発表稿をあつめた構成となっていて、『Ar管理』は2004年～2011年、『Ar世界』は2005年～2013年に発表された稿を収載している。どちらも書評に恵まれた本で、それぞれについてすでに数編の稿が発表されている。

本稿の構成を示そう。まず、彦根高商史研究で修士号を取得した今井が、『Ar世界』をとり

3) 今井綾乃「彦根高等商業学校生の修学と進路の動向」2014年度滋賀大学大学院経済学研究科博士前期課程提出修士論文。

あげる。今井執筆分は、おおよその書評にならったスタイルをとっている。つぎに、阿部が『Ar管理』を批評する。同書には著者による「小括」がこまめにつけられていて、そこを読めば同書の内容がわかる構成をとっている。全体にくりかえしの記述が多い。ここでは、必要に応じて同書各章を参照するとどめ、「序章」と「結章」から同書の説くところを批評する<sup>4)</sup>。最後に、阿部が両著の書評もふまえて論点を提示する。

### 3

(今井)

(1) 『Ar世界』は、著者が大学アーカイブズに関して著してきた論考をまとめたものである。大学アーカイブズをめぐる著者の問題関心は3つである。1つは大学アーカイブズとは何か、1つはなぜ必要か、1つはどのようにすれば設立できるか、といった点である。なかでも本書は、著者の実務経験を踏まえ、大学アーカイブズはどのようにすれば設立、運営できるかといった提言に紙幅が割かれている。

本書は3部で構成されている。第I部では、大学アーカイブズの理念と使命を提示している。続く第II部では、各大学アーカイブズの設立経緯をたどりながら、公文書管理法や各大学のアーカイブズ規則を分析している。また、今後、設立される大学アーカイブズのための提言を記している。そして第III部では、アーカイブズの活用例と大学アーカイブズの必要性を論じている。以下、各章についてみていきたい。

第1章では、大学アーカイブズの理念や役割が示されている。1990年代、大学アーカイブズは大学の「自己点検・評価」のために必要とされた。しかし、著者は「自己点検・評価」の対象が「教育研究」であったことから、法人文書

を中心に集めていた大学アーカイブズは、「自己点検・評価」に対応できなかったと考察する。そのため、大学アーカイブズには、法人文書とともに「教育研究」の関係資料を収集する役割も必要であると主張する。さらに、「アカウントビリティ」と「アイデンティティ」を軸とする大学アーカイブズを展望している。

第2章では、大学アーカイブズの社会的使命について論じられている。まず著者は、「大学史活動」と「大学アーカイブズ」の活動とが全く同一なものではないことを指摘する。この指摘を行った上で、大学アーカイブズには、「機関アーカイブズ」を基軸に「収集アーカイブズ」の機能ももつ「トータルアーカイブズ」が必要であることを主張する。そして、資料の保管や収集に留まらず、資料を公開し、アカウントビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命であると指摘する。

第3章では、広島大学文書館の設立までのあゆみを報告している。文書館の設立には、2つの前史的事業と2つの社会的背景が存在した。広島大学五十年史編纂事業と森戸辰男関係文書整理事業、情報公開法の施行と国立大学法人化である。前史的事業は設立への直接的な基盤であり、社会的背景は設立への後押しになったと考察している。なお、著者は広島大学文書館の設立理由に「説明責任」と「個性化」が記されていることを指摘している。そして、説明責任と個性化が、今、大学アーカイブズを必要とする理由であると捉えている。

第4章では、大阪大学アーカイブの前身組織である大阪大学文書館設置準備室まで遡り、文書館設置までの経緯と文書館の運営について報告している。ゼロからの設立であった大阪大学アーカイブの実務経験があるからこそ、著者は大学アーカイブズの設立に理念が不可欠である

4) 両著への詳細な評言については阿部の別稿を参照(「ズヴィカーアの使徒たち—『大学アーカイブズの世界』を読もう」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.236, 2015年8月、「ズヴィカーアの番人たち—『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』を読もう」同前 No.238, 2015年9月)。別稿と本稿とで重複するところがある。

ことを強調する。

第5章では、まず国立大学アーカイブズの歴史をまとめている。その中で、3つの特徴的な事柄があったことを指摘している。1つ目は大学史編纂事業である。ほとんどの国立大学アーカイブズの設立の契機となったと記している。2つ目は情報公開法である。国立大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」としての機能をもつようになったことを指摘している。そして3つ目は、公文書管理法である。国立大学にアーカイブズを設置することが困難になったと主張する。次に、大阪大学アーカイブズの設置までの経緯を記している。叙述の中心は、文書館設立後の動きである。最後に、今後大学アーカイブズを設置するには、教育研究資料や学内刊行物を収集すること、大学史編纂資料を再整理すること、法人文書の保存期間を延長することを提唱している。

第6章では、2008年時点の各国立大学アーカイブズの設置根拠を示すとともに、目的・業務規程について考察している。設置根拠をめぐっては、大阪大学文書館が大学の組織規定に明示されなかったことで、大学の組織図上に表れなかったという問題点を指摘している。そのため、大学アーカイブズの設置根拠は大学の組織規定に位置づけるよう提言している。また、目的・業務規程をめぐっては、用語を細かく検討している。その結果、目的・業務規程は各大学アーカイブズや各文書館の成り立ち、現状が反映され、それぞれに特徴があることを示している。

第7章では、2006年時点の各国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点を論じている。とりわけ、大学アーカイブズが資料を「活用」するところなのか、「公開」するところなのかについて議論を展開している。著者は、大学アーカイブズは資料を「公開」する場所とし、「活用」に潜む大学アーカイブズ独自の危険性を指摘している。他方、「公開」をめぐっては、個人情報保護法との整合性の問題を指摘している。そして、これらの法規的問題は、大学が「学術の

中心」であるからこそ、大学自身で整備されるべきであると主張する。

第8章では、公文書管理法が国立大学法人とそのアーカイブズに与える影響について考察している。その結果、保存期間満了文書が一斉に大量廃棄される危機にあること、また、恣意的評価選別の可能性の高い原局職員が評価選別を行う状態にあることを指摘している。そのため、大学独自のアーカイブズを設置すること、また、文書の最終的な評価選別は原局職員の助言を受けながら、アーキビストが関わることを提言している。

第9章では、公文書管理法公布後の大阪大学の対応と国立大学法人全体の課題について述べている。公文書管理法の公布後、大阪大学は法人文書管理規程の制定と法人文書ファイル管理簿の修正を行ったが、「国立公文書館等」の指定申請は行わなかった。そのため、法人文書の保存期間を延長させるといった対応をとったことを報告している。著者は、この対応がほとんどの国立大学法人で共通すると推察している。そして、その背景には、「国立公文書館等」の指定条件が高いこと、また、ガイドラインの提示から法施行までの時間が短かったこと等を挙げている。さらに教職員の文書管理改善に対する意識改革の欠如を強調し、前章に続き、再度、文書作成者が専門的技術的助言を受けながら、評価選別を行う必要性を記している。

第10章では、広島県立文書館所蔵の公文書を利用し、広島東洋カープと広島大学・広島高等師範学校との関係性を示している。したがって、本章はアーカイブズの利用例であるといえる。この利用例を踏まえ、著者は、アーカイブズ利用者の観点からアーカイブズのあり方を展開している。それは、アーカイブズはアーカイブズ組織の構成員とともに一般市民のために開かれる施設であるということである。

第11章では、広島大学・大阪大学の建学の精神・理念について考察することで、国立大学の建学の精神と大学アーカイブズとの関係につい



て論じている。著者は、広島大学と大阪大学が、歴史的経緯の中で、建学の精神を「発見」、「再評価」したことを明らかにしている。また、両者の大学史編纂活動が、建学の精神の「発見」だけでなく、大学のアイデンティティの形成に影響を与えていることを指摘している。このことから、大学アーカイブズが大学のアイデンティティ形成の場であると主張している。

(2) 以上、本書は今後の大学アーカイブズ設置のための指針書ともいえるが、さらに検討すべき点について、幾つか指摘しておきたい。

1点目は、大学アーカイブズが説明責任を果たす場となることは、大学アーカイブズにとって理想なのだろうか、という点である。著者は、第1章・第2章で大学アーカイブズが「教育研究」に対するアカウンタビリティを果たすことは必要不可欠であると主張する。しかし、この主張は大学アーカイブズと大学の広報組織との境界を不透明にさせる。大学アーカイブズは、大学がアカウンタビリティを果たすためのひとつの要素と位置づけるべきではないだろうか。また、大学においてアカウンタビリティとはなにか、アカウンタビリティの役割をもつ大学アーカイブズのあり方について検討する必要がある。

2点目は、第10章に示されたアーカイブズの利用例が大学アーカイブズにどのように活かされるのか、という点である。著者は、アーカイブズがその組織の構成員と一般市民のための施設であることを強調するために、広島県立文書館所蔵の公文書を利用している。しかし、一般市民がどのような契機で公文書館に行くのか、どのような場面でアーカイブズを利用するのかを検討していない。さらに、利用例が大学アーカイブズにどのように活かせられるのかを明示していない。本書刊行後の課題となる点である。

3点目は、各国立大学の環境に応じて、大学

アーカイブズの多様性を検討するべきではないか、という点である。この点を指摘するにあたって、評者は滋賀大学経済経営研究所(以下、研究所、と略記)の「デジタルアーカイブ」を活用し、著者が第11章で広島大学・大阪大学について著したように、滋賀大学経済学部の創立の精神や理念における歴史的経緯を検討する。文書館を持たない滋賀大学経済学部を取り挙げることで、地方国立大学のアーカイブズのあり方を提示したい。

初めに、現在の滋賀大学経済学部の理念を確認しておこう。滋賀大学経済学部は2000年に学部理念を決定した。その理念は「『士魂商才』の精神を受け継ぎ、広い教養と国際的視野を持つ経済人に」である。「士魂商才」をめぐっては、理念の解説に、滋賀大学経済学部の前身である彦根高商の建学の精神であったこと、また、彦根高商は「士魂商才」に独自の意味を与えていたこと等が述べられている<sup>5)</sup>。これらの出所は、彦根高商に在籍した教官が記した紀要や論稿、ならびに学部史等であることが記されている<sup>6)</sup>。このことから、滋賀大学経済学部の創立の精神や理念を辿る場合、前身である彦根高商に遡る必要があることがわかる。

それでは、彦根高商の建学の精神についてみていこう。彦根高商について知るには、これまでに刊行された自校史と滋賀大学経済学部に残された彦根高商資料がある。

自校史には、2冊の大学史と2冊の学部史がある。大学史は、『滋賀大学史』(滋賀大学史編纂委員会編、滋賀大学創立40周年記念事業実行委員会、1989年)と、その追録となる『滋賀大学史：50周年を迎えて』(滋賀大学史編纂委員会編、滋賀大学創立50周年記念事業実行委員会、1999年)である。記述の中心は滋賀大学創立後の出来事であり、彦根高商に関する記述は前史に留まる。学部史は、『陵水三十五年』(陵水

5) 経済学部理念ワーキング・グループ「経済学部の理念とその解説」『彦根論叢』第326号、2000年8月、96-97頁。

6) 同上。

三十五年編纂会編、陵水三十五年編纂会、1958年)と『陵水六十年史』(小倉栄一郎編、陵水会、1984年)である。後者は、前述した学部理念の出所となった学部史である。どちらも、その多くを彦根高商に在籍した教員や生徒の回想にあてている。これらの学部史には、「士魂商才」をめぐる記述が掲載されている。例えば、ある教官は「校長の訓育方針は一言に尽くせば士魂商才で近江商人の質実剛健、刻苦勉励などの例話も屢々講堂訓話の対象となった。然し商才と言うよりも寧ろ士魂に重きを置き、之を以て人間性の完成を期せられた」と綴っている<sup>7)</sup>。この記述は、学部史を編纂する際、彦根高商が振り返られたことによって、校長の訓育方針と「士魂商才」という言葉が結びつけられたことを示しているのものであって、建学の精神について示しているわけではない。さらに、自校史には「建学の精神は士魂商才である」といった建学の精神をめぐる直接的な記述や「士魂商才」に独自の意味を加えたといった具体的な記述は見当たらない。

彦根高商資料には、『学校一覧』や卒業アルバム、校内誌等がある<sup>8)</sup>。また、学部理念の出所となった紀要や論稿もある。これらの資料群は、現在、研究所が整理、保管している。そして、資料群を「デジタルアーカイブ」で公開している。そこで、「デジタルアーカイブ」を利用し、彦根高商の建学の精神を確かめてみる。その結果、自校史と同様に、建学の精神への直接的な文言は見つからない。つまり、彦根高商の建学の精神は曖昧であったと考えられる。その一方、資料からは、当時の校長が人格養成を

重視していたことを読み取ることができる。例えば、初代校長は「本校の教養の趣旨は初めより確立して居る単簡に云えば専ら人物養成と云うことに重きを置きて〔中略——引用者による。以下同〕人格至上主義とも云はんか理智にもさとく豊富なる感情を涵え又意思の力を鍛錬して充分の人格を養成したい」と語っている<sup>9)</sup>。さらに、デジタルアーカイブが整備されて以降、新たに滋賀大学経済学部のキャンパス内で見つかった彦根高商資料や卒業生の寄贈資料は、現在、滋賀大学経済学部附属史料館でその目録を確認することができる。そして、その目録からも建学の精神を示すような資料はない。

このように、自校史や一次資料を通じて、彦根高商の建学の精神が明確ではなかったことがわかる。そして、学部史の編纂や学部理念の制定によって、彦根高商が振り返られたことで、「士魂商才」は彦根高商の建学の精神として強調されてきたといえる。したがって、滋賀大学経済学部の学部理念に明示されている建学の精神は、滋賀大学経済学部が彦根高商から続く歴史に自身の独自性を求めた結果、彦根高商を過去とする人々の記憶と今日まで残された資料の中から創出された産物であると考えられる<sup>10)</sup>。

以上のように、文書館を持たない滋賀大学経済学部においても、創立の精神や理念をめぐる歴史的経緯を知ることができる。それは、研究所が、彦根高商時の調査課から組織名称を変えながらも、一貫して資料の収集、整理を担ってきたことに尽きる<sup>11)</sup>。まさに、研究所は著者が提示する「収集アーカイブズ」の機能をもつ組織であるといえるだろう。しかし、研究所は

7) 陵水三十五年編纂会編『陵水三十五年』 陵水三十五年編纂会、1958年、141頁。

8) 資料の詳細については、阿部安成「<資料紹介>滋賀大学経済経営研究所調査室報①~⑫」『彦根論叢』第337号~第363号、2002年8月~2006年11月、を参照されたい。

9) 中村健一郎「発刊の辞」『学友会誌』第1号、彦根高等商業学校学友会、1924年3月、2頁、滋賀大学経済経営研究所蔵。

10) 阿部安成「母の痕跡—歴史のなかの滋賀大学経済学部と彦根高等商業学校」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.196、2013年7月、を参照。同稿では、建学の精神が創造されたことを指摘している。

11) 阿部安成「<資料紹介>滋賀大学経済経営研究所調査資料室報①」『彦根論叢』第337号、2002年8月、149-155頁。さらに、滋賀大学経済経営研究所ホームページ→研究所紹介(2015年8月30日閲覧)にも紹介されている。

自身を大学アーカイブズとは謳ってはいない。著者はすべての大学にアーカイブズが必要だと訴え、そのアーカイブズは「機関アーカイブズ」を基軸とし、「収集アーカイブズ」の機能も備えた「トータルアーカイブズ」であるよう提言する。しかし、本書で提示されている総合大学と滋賀大学経済学部のような地方大学では予算や人員等、そもそもの環境が異なる。研究所のように、大学アーカイブズはアーカイブズ機能を兼ね備えた組織で代替できないのだろうか。各国立大学の環境に応じた大学アーカイブズをめぐっては、さらなる検討が必要である。

ともあれ、本書は著者の実務経験をもとに著された点にその特徴がある。そして、大学アーカイブズ設立を考えるための提言書となりえる1冊であるだろう。

#### 4

(阿部)

(1) 『Ar管理』の著者は、小樽商科大学で11年あまりにわたって「大学アーカイブズ」の業務を担った。その業務やそれを「振り返」ることを「主たる素材としつつアーカイブズについて比較考察することを目的」に本書を執筆したという(「まえがき」ii頁)。著者は本書が「単なる実務報告ではな」と、くりかえし記している(「序章」17頁、「結章」266頁)。それは自分の成果を読み誤らせないように強く、文字を紙面に刻みつけたかのようにみえる。では、本書はなにか。それは、国立大学法人の「大学アーカイブズ」での「実務経験」に拠ったアーカイブズの「理論的研究」だとみせているのである。なぜ「単なる実務報告」と扱われたり読まれたりすることを拒み、事例紹介ではなく、ただの研究でもなく「理論的研究」だと謳うのか。

著者は、小樽商科大学で常設ではない「期間限定」の「代替アーカイブズ」の実務を担い、業務遂行にあたっては、同大学の「学長や幹部らとのやりとりで示唆され考えさせられた課題

に取り組み、さらに学内関係者で資料整理について議論」し、「教職員と繰り返し意見交換」をおこない、「アーカイブズ実務」にかかわる「法的制度的な課題も克服すること」「アーカイブズに対する勉強」に努め、あわせて、海外もふくめた「他大学や自治体アーカイブズ」を調査し、そうした成果を関係学会で報告し、学会誌に寄稿してきた、という(「結章」265-266頁)。ここにいう「勉強」とは、「一般的に実務担当者は国立公文書館あるいは国文学研究資料館などの研修を受講したり英独仏語の実務報告書をどん欲に読むことになる」と示されている。日々の作業や協議に励み、いくつもの調査を重ね、すさまじいほどの勉強をやり遂げたことによる強烈な自負が、その成果を「単なる実務報告」ととどめず、「理論的研究」なのだと言えさせたのである。

著者がみせる観点の1つの特徴は、アーカイブズと人びとの「記憶」とを結んでいるところにある——「アーカイブズとは、その社会(の人々)にとって、もしくはその設置団体(の構成員)にとって大切な資料を未来に残していく組織である。人々の「記憶」を後世に伝える役割を担う」(i頁)というわけだ。ただここで述べておくと、本書はその用語や術語の意味がよくわからず、記述の展開も曖昧だったり不明だったりするところが多い。文章自体が粗雑だとわたしは感じている。既発表稿を一書にまとめるにさいしての整理も拙い。そこで、本書の内容をつかむばあい、それは読者が強引に括ることとなる。

なぜアーカイブズと人びとの「記憶」とがつながるのか。それは、本書著者が、「(公)文書を管理する権利が一体誰にあるのかと言えば、市民にあるということになる」(5頁)と考え、おそらく「公的な機関や学校などの保有する情報へアクセスする権利」(3頁)もその「管理する権利」にふくまれ、そして「アーカイブズは、社会のコンセンサスや組織の戦略に沿って、その社会や組織の重要な資料を収集していく組



織である」(189頁)とみるからなのだ。著者はアーカイヴズをいわば公共財とみているとおもわれる。だから「大学アーカイヴズ」であっても、それは大学構成員にとどまらず、国立大学法人のそれであればなおいっそう、「市民」に開かれている必要があるということとなる。これが本書の根幹にあるアーカイヴズ観である。

本書は、著者のこうした観点から、「国立大学法人小樽商科大学を主たる素材としつつ、主には小規模な大学アーカイヴズの業務と運営について、実務経験およびその考察を踏まえ、明らかにする」(7頁)との意気込みでまとめられた著作となった。著者はべつに、「本書は、小規模な国立大学法人における記録管理およびアーカイヴズの実務を主に整理した研究である。国立大学においてアーカイヴズや年史編纂室を運営するための今日の論点が取り上げられていく」(6頁)とも記している。本書には著者自身が記す「本書は」「本書では」の語に始まる文がいくつもあり、読むほうからするとその数だけ「本書」があるとみえてしまう。それはともかく、いくつもあるこうした記述をふまえ、また本書を通読したところからすると、本書は「大学アーカイヴズの業務と運営」を明示して、「国立大学法人における記録管理およびアーカイヴズの実務」を整理して紹介し、各大学での「大学アーカイヴズ」の設置を願う、いわば「大学アーカイヴズ」ノス、メと読むべき本なのだとおもう。

(2) 本書はじつに細かく、小規模国立大学法人における「大学アーカイヴズ」を説明してゆく。章立てをあげるだけでも、その中身が推しはかれる——第1章「小樽商科大学の文書管理」、第2章「著作物でもある法人文書の公開」、第3章「電子目録の作成とその利用」、第4章「法人文書の収集と評価選別理論」、第5章「文

書管理の実際とその思想的背景」、第6章「スウェーデンにおけるアーカイヴズの現況と情報アクセス権の成立およびカタログについて」、第7章「小樽商科大学におけるアーカイヴズ運営の条件」、というぐあいだ。

ここで小樽商科大学の「大学アーカイヴズ」をめぐる歴史をみておこう。同大学では教員による小樽高商史研究会があり、その活動成果として『小樽高商の人々』(小樽高商史研究会編、小樽商科大学、2002年)が刊行されている<sup>12)</sup>。その前年2001年に同大学は、市立小樽文学館を会場として「小樽高商小樽商大90周年展」を開催した。それは、同大学の母体となった小樽高等商業学校に初めて生徒が入学した1911年から数えて90年めに、「本学の創立90周年記念事業の一環として」の行事だととらえられている<sup>13)</sup>。同大学では「二〇〇一年の九〇周年展示から古い法人文書を本格的に活用し始めた。二〇〇二年四月から百年史編纂室を名乗り、後には看板も設置した」(80頁)という。2011年に創立百周年をむかえる同大学では、2006年に創立百周年記念事業委員会規程が制定され、百年史編纂室では、『小樽商科大学百年史』の刊行にむけて、アーカイヴがないために「法人文書の収集整理という業務」を、あわせて「史料展示室に関すること」などをも担うこととなる(81頁)。

百年史編纂室では、『小樽商科大学百年史』編纂にさいして、冊子体資料集の刊行予定を変更し、「動的な「資料集」」を同室ホームページで公開することとし、その「作成にもっとも労力を注いだ」という(81-82頁)。その「動的な「資料集」」が書名副題にいう「緑丘アーカイヴズ」となる。百年史編纂室は、「動的な「資料集」」の制作をおもな業務としつつ、常設アーカイヴのない小樽商科大学にあって、おそらくは法人

12) 同書について書評を執筆した(阿部安成「書評 小樽高商史研究会編『小樽高商の人々』」『彦根論叢』第350号、2004年9月)。

13) 小樽商科大学長山田家正「小樽商科大学創立90周年展の開催にあたって」小樽商科大学・市立小樽文学館編『小樽高商小樽商大90周年展』2001年。



文書全般にわたる目配りを日々の仕事に織り込みながらその運営を果たしていったのだろう。その11年にわたる軌跡の一端が本書に記録され、読むものに同室の膨大な実務の内容を詳細に、そしていくらかの著者の心情とを伝えている。

小樽商科大学百年史編纂室の編となる『小樽商科大学百年史』は、「通史編」と「学科史・資料編」の2部構成をとった大著となって、2011年7月(奥付)に小樽商科大学出版会から刊行された。同編纂室が発行する逐次刊行物に同書の書評が掲載されたためなのか<sup>14)</sup>、『Ar管理』には、「動的な「資料集」」については多くのページが当てられて話が展開していながらも、その活用成果となったはずの『小樽商科大学百年史』への言及はごくわずかにとどまっている。成果の自己点検や検証はまったくない。

同大学の「百周年記念事業委員会」と「百年史編纂委員会」では2006年の時点では、百年史編纂室の「継承組織の設置を表明してい」たのだが(145頁)、2010年の「百年史編纂小委員会」で強い反対があり、結局、二〇一二年三月の編纂業務終了後の設置は見送られた」と後注(156頁)にひっそりと記されている。小樽商科大学での「大学アーカイブズ」の設置期間は、百年史編纂室が名乗りをあげた2002年4月から数えてちょうど10年となった。

(3) 本書の特徴であるアーカイブズと「記憶」をめぐる議論を検討しよう。本書「結章」には、「大学アーカイブズとは何か。一言で言えば、社会にとって重要な記録、もしくは、その組織・大学にとって重要な記録を、市民や学生、構成員の記憶として未来に残していく組織である」(264頁1行め～2行め)と記されている。さきにみた「まえがき」の「人々の「記憶」を後世に伝える役割を担う」との記述が、ずれ始めている。「記憶」を後世に伝える」と「記憶として未来に残していく」とではあまり違わないとみえるかもしれないが、「結章」では、「大

学アーカイブズも、人々の記憶を残していくことを目的に設立される」(264頁12行め)、「組織ごとにアーカイブズが設けられれば、各組織特有の記憶の保存にもそれぞれ十分な配慮がなされることになる」(264頁12行め～13行め)と、著者が構想するアーカイブズでは、「記憶の保存」がその目的となっているというのである。

著者は「カナダのナチ戦犯容疑者資料廃棄事件」についての先行研究を参照し、そこに示された術語を援用して「社会の「集合的な記憶(collective memories)」として記録を残していく」(137頁)ことをめぐる議論を組んでいるように見える。だが本書を読んでも、著者が担った小樽商科大学百年史編纂室の実務や、そこで作りあげた「動的な「資料集」」である「緑丘アーカイブズ」をとおした、記録を記憶として未来へ残すためにアーカイブズがとりこむ「記憶の保存」についての論を読みとることはできなかった。

こうした議論の欠落は、本書の核心になるとおもわれる著者のアーカイブズ観でもみられる。著者の主張を簡潔に言えば、公共財としてのアーカイブズをとおして発現する「公文書管理と情報アクセス」の権利は「市民」にある、アーカイブズは、「市民」の「コンセンサス」によって成りたつ、となる。ではそれが本書で、どのように説かれてきたか——「小樽商科大学では、百年史編纂の機会に、学生や教職員、卒業生、あるいは市民により、深淺はあるにせよ、アーカイブズについての一定のコンセンサスの形成がなされてきたことと思われる」(「結章」264頁)と、曖昧な記述ながらもまとめられはしたが、その経緯や過程は本書に記されていない。ただ、第7章には、「百年史編纂室は、後から百年史編纂小委員会が設置されるなど、業務の合意プロセスは、複雑に変遷している。その業務は、全てその時々話し合いの結果行われているが、背景の説明を加えると煩雑になる。本

14) 『小樽商科大学史紀要』第5号、2011年。

章では、合意の到達内容や、その結果の業務の成果のみに触れて考察が進められる」との記載があった。だがこれは、「本章では」ではなく本書全体にもおよぶ記述の限定である。「結果」をもってその経過を理解せよ、できあがった「緑丘アーカイブズ」や『小樽商科大学百年史』がこのアーカイブズをめぐる合意形成の証しである、というわけだ。しかし、合意とは、その形成の「プロセス」こそが重要なのではないか、そこを検証できなければ、ひろく「市民」にとって意義のある、有効な合意とはいえないと、わたしは考える。

また、本書にいう「市民」とはだれなのだろう。権利者(管理権者)であるという「市民」の権利の行使はどうだったのだろうか。第2章で「現用文書」の一例としてとりあげられた「卒業論文」について、小樽商科大学ではそれを「現用の法人文書として図書館が保存管理をし、研究者や学生、市民に利用・閲覧されている」と紹介され(65頁)、第3章で「動的な「資料集」である「緑丘アーカイブズ」の「検索展開画面」について、それが「グーグルとも連動し〔中略〕特に市民による検索、資料の利用が増加している」と記してあった(87頁)。だがどちらもその具体相が読者にはわからない。「市民」であれ「学生」であれ、そうした権利者たちが、「緑丘アーカイブズ」や『小樽商科大学百年史』になにを望み(望まなかったか)、それをどう利用し(利用しなかったか)、それが、使えることが「市民」であることや「学生」であることにどう効いたのか(効かなかったか)、それは本書を読んでもまったくわからなかった。

議論がないために、不可視の「市民」、つかみどころのない「学生」が享受するという「公文書管理と情報アクセス」の権利が、本書のなかでとても空虚にみえてしまう。ただ、もしかするとわたしが感じたこの虚<sup>うろ</sup>についての説明が本書にはあったかもしれない。「結章」にみえる「わたしたちの社会、少なくとも大学社会では、アーカイブズの制度や文化が未成熟だとい

うことである」(268頁)——この一文を著者は本書に2度も記している(第3章122頁)。胸奥からの著者の叫びにも聞こえよう。手続きが「未成熟」であるから、その過程はともかくも、なんとかできあがった形を鑑賞しよう、「未成熟」なわたしたちには「例えば、欧州のアーカイブズ先進国からいかに学ぶかが課題である」というわけだ(「序章」第3節「大学アーカイブズの先行研究と本書の位置」13頁)。

「スウェーデン語圏」など「欧州」の「先進」事例を参照し学習して、機関や施設としてのアーカイブズの技術を移入することは、もしかするとできるのかもしれない。アーカイブズの仕組み、制度の導入を果たしたあかつきには、わたしたちはその「文化」をも手に入れられるのだろうか。「インターネットの普及などアーカイブズを取り巻く状況の変化を敏感に感取しつつ、新しいテクノロジーを道具として最大限に活用して大学アーカイブズの実務を組みたて直すこと」が著者の実務の課題であり本書の論点だったという(「結章」263頁)。新規技術は先進「文化」の取得にも役立つだろうか。

(4) 最新のテクノロジーを道具として駆使し、発達した制度によって構築され、先進文化の結晶としてかたちづくられたアーカイブズに、わたしたちは、わたしたちの「記憶」をどのように提供し、それをどう利用するのだろうか。本書には、「各組織特有の記憶の保存には、例えば、研究資料の収集や組織関係者の私文書等の受領を積極的に行う必要がある」との一文がみえる(「結章」264頁)。「各組織特有の記憶に関わる私文書等も、公文書管理法では、「特定歴史公文書等」の対象である(第2条第7項第4項)」と、「私文書等」の管理もまた法によって定められているという(同前)。

おおまかにいえば、わたしたちは公なるものを統治者の手に委ねることに慣れてきた歴史をもつ。ただ近世や中世にさかのぼってみても、そうしたなかで、村で、村の文書を、村が管掌していた例があった。その村の文書をいまも地

域で保存し、それを読み議論をしているところがある。おそらくそこには、アーカイブズなどといった言葉を使わずともいっこうに差支えがない地域の営みがあるのだろう。

もとより公共機関であれば関連する法の範囲で業務をおこなわなくてはならず、また世知辛い世のなかで身過ぎ世過ぎをするには、コストパフォーマンスをつねに気にする差配がもめられ、そのために便利な道具を駆使する能力も欠かせず、説明責任を果たすためには理屈を蓄えなくてはならない。

ただわたしは、アーカイブズの語をもって考える仕事は、手にした1枚の文書、1点の簿冊から始まるようにおもう。法と理論から始めるアーカイブズの議論は、どうにも倒立しているように感じる。

わたしの記憶は、わたしのころのうちにあってほしいし、それがかなわないときは、だれかに、どこかにそれを預けてよいかもしれない。それでも、なにかしらよくわからないところもある、わたしたちの記憶というものの管理のために、わたしの記憶が侵食されるとしたら、わたしはそれを拒むこととする。記憶の保管庫が剛構造だと、ちょっと嫌な気がする。銀行のATMのようになりに出し入れ自由な仕組みは便利だが、その構造をわたしはまったく理解してはいない。最新、先進のシステムであっても、それがわたしの理解をこえているとすると、そうした保管庫にわたしの記憶を収納したくない。

## 5

(阿部)

(1) 『Ar管理』と『Ar世界』の書評と紹介をあげよう(CiNiiで2015年8月31日に検索。なお稿名は省略する。ここでは著者名のまえにふった記号で稿を示す)。

『Ar管理』について——

R① H菅真城『レコード・マネジメント』第

65号、2013年。

R② H坂口貴弘『京都大学大学文書館研究紀要』第12号、2014年。

R③ H清水善仁『記録と史料』第24号、2014年。

R④ H渡邊健『GCAS Rrport』第3巻、2014年。

『Ar世界』について——

R⑤ K兎内勇津流『日本図書館情報学会誌』第60巻第3号、2014年。

R⑥ K清水善仁『アーカイブズ学研究』第20号、2014年。

R⑦ K椿田卓士『記録と史料』第24号、2014年。

R⑧ K西山伸『京都大学大学文書館研究紀要』第12号、2014年。

R⑨ K平井孝典『レコード・マネジメント』第68号、2015年。

どれもおおむね、好意ある優しい書評と紹介となっている。

『Ar管理』は、「本書の特徴は、小樽商科大学におけるアーカイブズ活動の実践報告であると同時に、北欧諸国を中心とした諸外国の研究動向や実態の分析に基づき、「情報アクセス」という視点からアーカイブズの制度的・社会的なありようにまで幅広く考察を進めている点にある」(R②H)と評され、また、同書での権利をめぐる議論は、「アーカイブズや記録情報管理に対する社会的、組織的なコンセンサス形成の程度、換言すれば、利用者の情報アクセスについての権利意識を高めることを重視し、アーカイブズの目的や業務の成立理由といった「そもそも論」に立ち返ることを喚起する内容となっている」「平井氏の問題提起は、アーカイブズの成熟度は国民、市民、組織内関係者の権利意識の程度に規定されるというものであり、本質的的を射た指摘である。アーカイブズ関係者が広く社会に対して、或いは組織内の利害関係者に対して、情報アクセス権まで遡及した働きかけをしていかなければならない所以である」とうけとめられ、同書の構成も「冒頭のロマンチックなエピソードとは対照的に、本論は極めて論理的に構築されている」「アーカイブ

ズに関する権利意識の問題を一貫して主たる論点に据えた展開は解りやすく、それが深い実務経験に裏打ちされたものであるからこそ、より説得力を持って迫ってくる」と不備も欠点も指摘しない読み方も示された(せいぜい、スウェーデンなどの事例紹介に対して、「社会的なコンセンサス、コンテキストが異なるが故に、同じ土俵で論じにくい面もある」と少しの疑義が示されたていど。R④H)。

ただ、「緑丘アーカイブズ」についての指摘で、「本書評執筆時点(2013年12月)の「緑丘アーカイブズ」は、キーワード検索は可能だが、特に「所蔵資料」というカテゴリに収められた4万件を超えるデータの概観をつかむのは極めて難しいシステムとなっている」(R②H)との点は重要で、『Ar管理』は「緑丘アーカイブズ」について、その仕組みを説いてはいたが、その使い方や使い勝手については言葉少なだったため、この評言は有益な情報となる。

『Ar管理』でもっとも重要な議論とおもわれる、「公文書管理と情報アクセス」権についてはどうか。R②Hは、「とりわけ興味深く読んだ」と指摘する2点の1つにこの「公文書管理権」をあげ、「斬新な視点」「本書において鍵となる論点」ととらえてみせながらも、ただし、「市民が「公文書管理権」をもつとした場合、公文書管理の実務が具体的にどのように変わってくるのか、という点については、本書の中で緻密な論述が展開されているとはいえない」との難点をあげたうえで、「〔大阪市の制度にみられる〕市民参加重視の方向性と、著者が随所で強調するアーキビスト等の専門家(素人ではなく)を登用することの必要性との間で、いかに整合性を図っていくべきなのか。「公文書管理権」という概念は、他にも多くの論点を生み出す刺激的な問いかけといえよう」とうけとめ、つぎの議論へとつなげる展望が示されていた。

『Ar管理』にいう「市民」の権利と「社会のコンセンサス」はやはり、同書を読むときに重視すべき論点ととらえられ、「少なくとも小樽

商科大学における文書・アーカイブズ管理において著者の言う「(社会)契約」あるいは「社会のコンセンサス」(157頁)をどう反映させていくか、その展望が述べられるべきではなかったか」との指摘がある(R③H)。

小樽商科大学百年史編纂室がない現在はなおのこと、「小樽商科大学の公文書管理権はわれわれ市民にあるのであり、公文書へのアクセス権を有しているのである。よって、そのアクセス権を行使して、小樽商科大学のアーカイブズ政策について検証することが、われわれアーカイブズ学や記録管理学に関わる者の責務であろう」(R①H)と、同書に「記述がないことを、当事者の一人である著者に求めるのは酷であろう」とその議論の減免を認め課題を継ごうとみせるこの姿勢は、素直に敬意を表すべきと感じ入った。

『Ar管理』に対しては、「小規模な大学アーカイブズの組織と運営」についての重要な問題提起も少なくなかった。今後は、こうした小規模大学のアーカイブズの事例を通して述べられた意義や課題を、どう大学アーカイブズ全体に普遍化させるかが重要な研究テーマとなろう」とも、また著者の記述をうけて、「あわせて、著者自身も指摘しているように「アーカイブズの目的や、アーカイブズが存在する本質的な理由を考えていくこと」(276頁)も不可欠な課題である。こうした点での著者のさらなる研究の進展が望まれる」とも、評言が寄せられている(R③H)。わたしの読み方は、こうした帰納や本質をめぐる議論は、「理論的研究」と著者自身がみせるからには、同書において、著者が記すべきだった(見通しにふれるていどであれ)、とおもう。そうしてこそ初めて、一冊の研究書が完成するはずだから。

(2) 『Ar世界』にも、「本格的な大学アーカイブズ論」「大学アーカイブズの最前線で勤務してきている著者ならではの、実践を踏まえた地に足のついた論集」「いわば「硬軟とりまぜて」大学アーカイブズについて語られた論集」



(R⑧K)との好評が寄せられている。同書の主張は1つに、「大学アーカイブズ」と「アカウントビリティ」「アイデンティティ」との結びつきにあったはずで、これについて数は少ないながらも、いくつかの書評が考えるべき論点を示していた。

公文書管理の権利も情報アクセスの権利もともに「市民」にあると説くものによるR⑨Kは、おそらくその唱えるところから「アカウントビリティ」を「待ちの状態」「消極的な用語」とみなして、そこにとどまってしまう姿勢を問うているように見える(もとめられて初めて説明するようではだめ、ということか)。

『Ar世界』の「アイデンティティ」についての批評はあとでみることにしよう。

両著のどちらにもあった記述が、「大学アーカイブズ」の利用例についてだった。これまたおおよそ好評で、『Ar管理』については「『緑丘アーカイブズ』の豊かな内容を分かりやすく物語る箇所となっている」(R②H)、『Ar世界』では「読み物として楽しく、また、文書館の役割が、歴史研究者のためだけにあるわけではなく、大学のアイデンティティ確認など広がりを持つことを示す、興味深い実例になっている」(R⑤K)と、どちらも評者から好まれている。わたしにはそうは読めず、両著に記されたところを丁寧に読んでゆくと、紹介の親切さにおいても実証の練度においても、ずいぶんと浅く低く拙いとおもえた。

上記の書評と紹介のなかでも、やんわりとだが、「本章では、アーカイブズとは、市民の文化を豊かなものにしてくれる存在であることが実例をもって語られている(可能であれば、大学アーカイブズで論じてほしかった気もするが)」(R⑧K)と、( )内にこっそりと注文が記されていたり、いくらか強く、「行政文書や各種刊行物を用いて論じられており興味深く読むことができた。〔中略〕ただ、本章が「大学アーカイブズの世界」と題された本書に含まれているのは、やや違和感を覚えた。〔中略〕大学アー

カイブズの存在やその所蔵資料が登場しないことで、どうしても本書のタイトルとの齟齬を感じてしまう。内容の精度を批判するものではないが、本章をあえて本書に所収する必要があったかどうか、疑問が残る」(R⑥K)と不満(そういつてよいか)が示されたりもした。どちらも『Ar世界』の記述についてである。ただし後者の評は、同書第10章についてはさきの引用にあった指摘だったものの、同書第11章については、「極めてユニークな視角であり、手堅い論証には説得力がある」(R⑥K)と高評をあたえていた。わたしにはどうにも「手堅い論証」とは読めなかったのだが。

なお、上記の書評と紹介のなかに、「学恩に報いる意味も込めて、本書評では様々に気付いた点を記してきた」との記述があり、その古風で時代がかった表現に、驚いた(この文をふくむ文章では「先輩」には「 」がついていたが「学恩」にはなかった)。先輩-後輩関係において書評することとなるとは、「大学アーカイブズの世界」も、なんとも厄介な業界だ。

## 6

(阿部)

(1) ここではさきにあげた両著への書評と紹介1編にあり、ほかのそれらにはなかった大事な論点をとりあげよう。それはR⑧Kが示した2点——「大学アーカイブズ」の意義と、「大学アーカイブズ」にかかわる「アイデンティティ」について、である。

2011年施行のいわゆる公文書管理法とその関連法のもとでは、国立大学法人の文書が廃棄されてゆく怖れが強まったとの危機感をあらわす『Ar世界』に対して、「そのことを踏まえた上で、あえて本書に注文をつけるとするならば、大学にアーカイブズがなぜ必要不可欠か、もう一步踏み込んでほしかったと感じる」とR⑧Kは告げていた。

この注文は、「大学アーカイブズ」に勤める

ものや、その業務に深くかかわるものから発せられにくく、またそれが念頭に浮かんだとしても、日々の実務のなかでは脇へと追いやられがちとなったり、なかなかうまい応答をしづらかったりするであろう問いだとおもう。『Ar管理』でも「職員のメリット」と題された見出しのもとで、事務職員には「大学アーカイブズ」の「メリット」が感じられないとの意見があることがみせられてはいたが、その疑義は、「アーカイブズの制度や文化が未成熟」だからだと切捨て捨てられていた。

それをR⑧Kは、「[有能な]事務職員であれば、法人文書の保存期間を延長すれば事務利用にはもちろん問題ないし、公開についても情報公開で対応可能である、つまりアーカイブズは不要と考えてしまうのではなからうか」と説いた。説得力のある説明だ。ではどうするか——「こうした考え方に対してわれわれは、大学アーカイブズの独自性、専門性を主張していかなければならない。それは例えば、目録作成や評価選別、保存環境整備といった点からも説明されるであろうし、同時にそうした業務を遂行するアーキビスト像、求められる職員像が展開されていくことになろう」との見通しが述べられていた。

こうした主張の効きぐあいはどうだろうか——より高度な技能と知識を備えた専門家と、専門家によって構築された「大学アーカイブズ」を利用する素人や非専門家や無関心なものたちとのあいだに広がるであろう溝をわたしは危惧する。だからこそ『Ar管理』は、公文書管理権を「市民」に委譲する議論をたてようとしたのだろうし、しかしそれが勇ましい信念の表明にとどまったとみえてしまったのだから（「未成熟」なわたしたちに根づくための論はなかった）、わたしたちは依然としてアーカイブズをめぐる議論の隘路にたっているようなのだ。

『Ar世界』は、そこに「アイデンティティ」を掲げてみせた。それをめぐって「アーカイブズが持つ強みとは、徒なプロパガンダではなく、

資料に基づいて語れるということである」とR⑧Kは賛意を示しつつも、そのいわば「アイデンティティ」探しが、それを必要とするものたちの原初をたどる様相に対して、「むしろ問題なのは、ある対象を源流とすることの是非よりも源流を遡らせることによって制度としての大学設立のもつ意味が相対的に希薄になってしまふことであろう」と警告し、「ただ実態として大学アーカイブズは、教育や展示や刊行物などを通して常にメッセージを発信している」なかでなお、「アーカイブズは、組織のアイデンティティといかに関わるか」が依然として問いとして残ると、考えることの継続を指摘して評を閉じていた。

大学であれ社会であれ、アーカイブズがあること、それを必要とすることは自明ではない。現在用いている文書や現在必要とする簿冊は、それゆえに、手許に、てぢかなところにある。現在用いていない文書や現在必要としていない簿冊が、手許に、てぢかなところにあることは、自明ではない。そうした文書や簿冊を残すというとき、それを「アカウントビリティ」や「アイデンティティ」で説こうとしても、とってつけたような理由では多くのひとを納得させることはむづかしい。慣れていない（とみなした）ものたちに、それは権利だからとうたえても（したがって義務だといっても）、説得力に乏しいだろう。必要があれば、それは制度になる。そういうと管理や統治の発想だと非難されたとしたら、こういい直そう——ほんとうに必要なだと感じるものがらについては、なにかしらの手立てを整えようとして、調整が始まるだろう。必要なものにはそれにふさわしく対処するし、不必要なものは、いらぬのだ。

(2) わたしは、歴史も必要とされることがある、といおうとしている。それは過去のすべてをいま知ることができないことに明らかだとおもう。消えてよい過去がある、過去は消えてゆく、歴史とならない過去がある——そうしたなにかしらの勢いに、意識するにせよ無意識

のままにせよ、抗うところに記録が生まれ、それが継がれてきた。過去が歴史となったとき、それを報せるための材として記録がつくられた。それは文字を紙に記した文書であったり、石や土や木を用いた造物だったり、形態はさまざま。いまそれを仮に、〈歴史材〉と呼ぶとしよう。

〈歴史材〉は過去を知り、その像を組みたてる資材であるとともに、その認知や象形の仕方を探り、つくり直し、組み直して、鍛え直す、そのための材料でもある。わたしたち歴史学研究を志すものたちは、〈歴史材〉を活かして、過去から現在へとつながる(あるいは、つながらない)時間を歴史像として描き、それとともに、その描写の方法を点検し鍛練しているのだとおもう。〈歴史材〉を活かすことは、1枚の文書や1冊の綴、そして1つの施設、1つの機関としてのアーカイブの利用にも活用にもつうずる。どういう過去を、どういった道具や観点や手法で歴史として描くのがそこでは問われる。それがこの稿でわたしが書いた〈歴史の感性〉が発揮されるところであり、また、〈歴史の感性〉の活躍する場となる。歴史学研究者もアーキヴィストも、その感性を養わなくては、みずからの業務を遂行しづらくなるだろう。『Ar管理』にも『Ar世界』にも記された利用と活用は、どうにもお粗末だった。もっと緻密に、そして大胆に、アーカイブズをうまいぐあいを使ってみせなければ、そしてそれをきちんと論述できなければ、その腕は未熟だと評価されてしまう。

滋賀大学経済学部に残る彦根高商史料は、その残りぐあいも彦根高商の歴史を構成する一端となる。残った〈歴史材〉としての史料をどうあつかうか、それをを用いてどういう歴史像を描くか、それらをも彦根高商史の領域として、それを展望することをわたしたちの視野として、史料をあつかい、歴史像を描く——それがわたしたちの仕事だと構えている。

## 7

(阿部)

いま、「大学アーカイブズの実態というもの」があまりにも多様化し、組織の形態や役割もいささかぼやけてしまっているかの感さえある」(R⑦K)との指摘がある。そうしたときに「大学アーカイブズ」のいわば輪郭を明瞭にしようとした『Ar管理』と『Ar世界』の試みは活かされなければならない。日々の歴大な業務をこなしながら1つずつ稿を記していった努力もよしとしたい。ただわたしは両著のうちとくに『Ar管理』を読んで強い違和を感じたところがあった。それは「動的な「資料集」である「緑丘アーカイブズ」を推奨する文にみえるつぎの箇所である——「この検索システムを活用すると、年史執筆の準備や次に述べるような研究が、場所を選ばず、小樽に来なくても可能となる」(第3章87頁)。同様の記述が同書「結章」の「小括」の文につけられた後注にもみえる——本文の記述は「資料は、可能な限り画像データとして公開する」(277頁)、ここについて後注の記述が——「結果として、資料の利用される世界が無限に広がることにもなる。そこでは、レファレンスが何件、といった統計データは意味を持たなくなる。小樽商科大学を一度も訪れることなく、資料を閲覧し活用する研究者もいる。オーストラリアのあるまちで、小樽商科大学の公文書を読む人も実際にいるのである。なお、百年史編纂室のホームページは、二〇〇三年六月二四日に開設した。間もなく、画像公開を試み始めたが、編纂室関係教職員に、「ナイロビでも小樽商科大学のことが執筆できるようにしたい」と著者は発言している。許される範囲で業務を大胆に遂行し、コンセンサス形成のための素材を提供することも必要である」(279頁)。

文意不明な「資料の利用される世界が無限に広がることにもなる」とは誇大広告のようだし、現実の世界では、「統計データ」が依然として

もとめられるはずだ。「画像データ」へのアクセス件数は何件か、と。そしてそれは、つけた予算にみあった件数か、配置した人員にみあった件数かと問われるにちがいない。だがわたしの違和感はそこにはない。小樽にゆかずに、小樽商科大学をまったく訪いもせず、オーストラリアでその大学の公文書を読んだり、ナイロビで「緑丘アーカイブズ」の画像データをもとに小樽商科大学についての稿を書いたりすることが、このうえなく重要なのだろうか。

さきに引用した『Ar管理』の記述——「新しいテクノロジーを道具として最大限に活用」したアーカイブズがあると、どこでも、だれでも、いつでも（ただし、インターネットに接続できるPCやタブレットやスマホと通信環境とバッテリーや電源があれば、なのだが）、そこからとりだした画像データを読める。それはとても便利だとはおもう。それを読んで、小樽商科大学のことを執筆して、小樽商科大学のことを知った気になる、わかった気になる。でもその執筆者は、地獄坂を歩いていない、冬の図書館書庫の暖かさを知らない、小樽の潮の香を嗅いでいない、なにより、1枚の文書も1冊の綴も手にしていないのだ。こうした環境を問わない姿勢が、わたしには気になる。

もとよりわたしは現場第一をかならずしも是とするものではない。かつて歴史家が、19世紀後半、1880年代の神奈川地域の運動を考えるにさいして、相模原の野原にたたずみ、それを「歴史のスパーク」と呼んだことがあったが、そうした手続きが研究に必要なとは、わたしは感じない。そのうえで、小樽にも小樽商科大学にもゆかずに、同大学について、同大学の歴史についてなにかを執筆してわかった気になる、そのことへの躊躇をわたしは手放さずになりたいとおもう。それを忘失すると、なにかを考えたり書いたりするときのその「わたし」を問う機会を逸してしまうとおもう。

「小規模」な国立大学法人が設けた道具とはいえ、「緑丘アーカイブズ」はけしてちいさく

はない容量をもっている。22万コマ（2011年8月時点）の画像は厩大だ。それをわがものとするときに、「小さなメディアの必要」という構えを忘れないようにしようとおもう。そう題された書籍は、晶文社が刊行した1冊だった（著者は津野海太郎）。奥付の発行年月日が1981年3月25日だから、学部に入學してまもないころに読んだのだとおもう。たぶん当時あった『朝日ジャーナル』の書評欄で知った本だった。ここには「森の印刷所」「子ども百科のつくりかた」「ガリ版の話」がひろげられている。そこからわたしは、ひととひとをつなぐなにかをめぐって、身体性と協同性が必要だと学んだ。書名にいう「小さな」とは、ひとの身体を離れ、人びとの協同をはるかに超えてつくられるメディアのすさまじいまでの巨大さに対する異議申し立ての標なのだとうけとめた。いまから30年もまえのインターネットもPCもわたしたちのみぢかになかったころに、同書は、すでに「小さな」という構えで現在のわたしたちを問うていたのだ。

さきにわたしは、『Ar管理』は、「大学アーカイブズ」ノス、メと読むべき本だと書いた。もう1つくわえると、同書は「大学アーカイブズ」のつくり方の書でもあった。しかもDIY。だが同書には、〈つくり方〉を考える、〈つくり方〉を問う、〈つくり方〉を点検する、ややこしい方をする、〈つくり方〉を審級の場におく、そういう構えがなかったのだとおもう。

#### 【付記】

本稿は、2015年度科学研究費助成事業基盤研究(C)（一般）「20世紀前期の帝国日本における教養の知と技をめぐる実学リテラシー研究」（課題番号15K02864）、2015年度滋賀大学経済学部学術後援基金「歴史資料の保存と公開と活用の実践論」の研究成果の1つである。